



多久市の子育てを応援する「児童センター」

Go!

▼ホームページ

▼Instagram



あじさいへ行こう!



今年もおゆずり会を開催します! /

7月4日(土)、5日(日)に「おゆずり会」を開催します。4日(土)は日時指定のチケット入場制となっており、入場するにはチケットが必要です(チケットの入手方法は児童センターあじさいのホームページなどをご確認ください)。5日(日)はフリータイムでの入場を予定しています。

おゆずり品は6月18日(土)から27日(土)まで受け付けています。サイズアウトした子ども服、年齢とともに遊ばなくなったおもちゃやベビー用品などがありましたら、児童センターあじさいまでお持ちください。おゆずり品の持ち込みやおゆずり会に関する詳細は児童センターあじさいホームページ、Instagram、館内のチラシにてお知らせしています。

みなさんのご協力をよろしくお願いいたします。

おゆずり会に関してご不明な点などがございましたら、利用者支援事業「パラソル」(☎0952-75-5120)までお問い合わせください。



▲おもちゃの展示



▲洋服展示のようす



▲ベビー用品の展示

あじさいのイベント情報♪

6月	
おはなしのドア	
5日(金)	絵本の読み聞かせ
ぽかぽかタイム	
11日(木)	ふれあい遊び
にこにこサロン	
9日(火)	もぐもぐ教室
16日(火)	おたんじょう会 (でんでんむしと共催)
23日(火)	おはなし大好き
30日(火)	手形足形アート
キッズタイム	
13日(土)	ひんやりジェル
20日(土)	スタンドグラス風アート
27日(土)	あじさいシアター
でんでんむし	
2日(火)	ふれあいまなび
10日(火)	食育相談会
11日(水)	カフェでんでん
17日(火)	ふれあいまなび
18日(水)	子育てイベント
25日(水)	こどもの育ちの相談会

問い合わせ

児童館 ☎0952-75-6621 / 子育て支援センター「でんでんむし」 ☎0952-37-1117

利用者支援事業「パラソル」 ☎0952-75-5120 / ファミリー・サポート・センター「にじいろ」 ☎0952-75-5111

連載

Check!

なりすまし事業者にご用心!

光回線のトラブル多発

事例

現在契約しているA社を名乗って「利用している光回線が新しくなります。通常は工事に数千円かかるが今回は無料です」と電話がかかってきて、申し込みをした。数日後、申込書が送られてきたが、送ってきたのはA社ではなく別会社だった。無料ではなく、工事費として3万円の記載もある。話が違っているので解約したい。(60代・男性)



◎詐欺被害と消費者トラブルに遭わないための
出前講座をおこないます!

くわしくはコチラ↓



出典：(独)国民生活センター 見守り新鮮情報第538号

自ら考え行動する
賢い消費者



みんなで目指そう

- ① すぐに契約しない!
電話勧誘の場合、事業者は原則、契約前に書面を交付し、料金や提供の条件を説明する義務があります。事業者が書面の提出を求め、改めて書面の説明を受けたうえで、必要な契約か判断しましょう。
- ② 断る勇気を!
必要がなかったり、説明を受けても内容がわからなかったりする場合は、キッパリ断りましょう。
- ③ よく確かめて!
現在契約している事業者を名乗っていても、別会社になりすましている可能性があります。事業者名やサービス名をしっかり確認し、連絡先を聞きとりましょう。
- ④ 悩まず相談を!
契約トラブルが起こってしまったとしても、一人で悩まずに、速やかに消費生活相談窓口にご相談しましょう。

困ったこと(事業者との契約・製品のトラブル)が無料で相談できます。

商工観光課 商工観光係 消費生活相談窓口 ☎0952-75-2117 消費者ホットライン ☎188